

転出時のお手続き一覧

マイナンバーカードを利用した転出（特例転出）を行う方で、かつ、該当の項目がある場合は各窓口でお手続きをお願いいたします。

市民税課	軽自動車の廃車手続きについて	原動機付自転車（125cc以下）・ミニカー・小型特殊自動車を廃車または名義変更する場合は、市民税課で手続きしてください。 市外に車両を移動する場合は、市民税課または移動先の市区町村役場の軽自動車税担当課で移動先市区町村の標識に変更するための手続きをしてください。 125ccを超える二輪車については運輸支局に、三輪以上の軽自動車については軽自動車検査協会にお問い合わせください。	市民税課 (2階7番窓口)
収税課	市税等に未納のある方へ	今日現在、市税等が、未納になっております。早めに納めてください。なお、納税相談がありましたら申し出てください。	収税課 (2階6番窓口)
資産税課	固定資産税について	固定資産税に関する書類（納税通知書等）は、届けられた転出先の住所に送付されますが、他の住所地（市内居住の家族の方等）に送付希望される場合は、申し出てください。	資産税課 (2階7番窓口)
こども政策課 こども給付担当	児童手当について	児童手当消滅届を提出してください。引続き受給される場合は転出先市区町村で転出証明書の異動日から15日以内に児童手当の申請をしてください。	こども政策課 (3階1番窓口)
	こども医療費受給資格証について	転出日以降は受給資格証を使用できません。転入先の市区町村でお手続きをお願いいたします。	こども政策課 (3階2番窓口)
高齢・障害医療課 障害者医療担当	障害者医療受給者証の返却について	重度心身障害者医療費受給者証を市役所高齢・障害医療課、又は最寄りの市民センター・川越駅西口連絡所へお返してください。受給者証の返却は郵送でも結構です。なお、転出日以降は受給者証を使用できません。	高齢・障害医療課 (2階2番窓口)
	後期高齢者医療被保険者証の返却について	後期高齢者医療の被保険者証を市役所高齢・障害医療課、又は最寄りの市民センター・川越駅西口連絡所へお返してください（郵送可）。県外の介護施設等に転出される方は、高齢・障害医療課の窓口にお申し出てください。	

次ページもご覧ください

国民健康保険課 資格賦課担当	国民健康保険被保険者証の返却について	国民健康保険の被保険者証を国民健康保険課、又は最寄りの市民センター・川越駅西口連絡所へお返しくさ さい。	国民健康保険課 (2階3番窓口)
	特例による国民健康保険適用について	修学、施設入所のため転出する方は、特例により川越市国民健康保険が適用になる場合がありますのでご相談く ださい。	
介護保険課	介護認定度の引継ぎについて	介護認定を引き継ぐ手続きは転入日から14日以内です。新住所地の介護保険を担当する窓口で認定継続手続き を必ず行ってください。	介護保険課 (3階5番窓口)
	介護保険について	グループホームなどの地域密着型サービス事業所を利用している方は、介護保険課へご連絡ください。	
	被保険者証の返却に 返却について	介護保険被保険者証(資格者証)を介護保険課、又は最寄りの市民センター・川越駅西口連絡所へお返しくさ さい(郵送可)。	
高齢者いきがい課	高齢者福祉サービス を利用されている方 へ	市内循環バス(川越シャトル)特別乗車証、健康ふれあい入浴利用券、敬老マッサージ無料利用券等の 各種利用券をお持ちの方は、高齢者いきがい課、又は最寄りの市民センター・川越駅西口連絡所へお返 しください(郵送可)。また、緊急通報システム機器をお持ちの方は高齢者いきがい課へお返しくさ さい。また、要介護高齢者手当、紙おむつ給付等の在宅福祉サービスを利用している方は手続きが必要と なる場合がありますので、高齢者いきがい課へご連絡ください。	高齢いきがい課 (3階7番窓口)